

はじまります！

インボイス制度



1 課税事業者と免税事業者

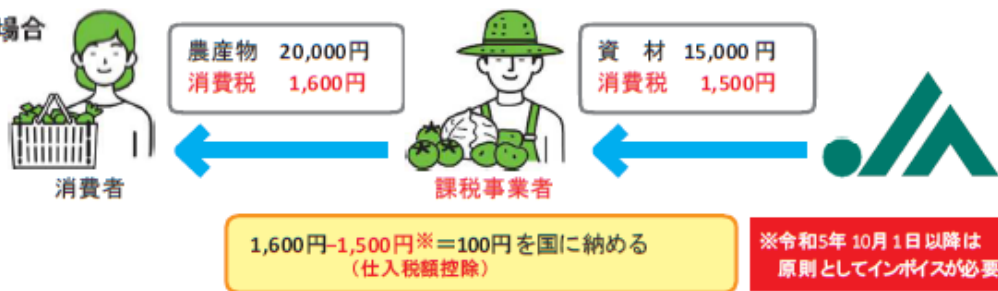
課税事業者とは、前々年の課税売上高※¹が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※²が1,000万円以下の事業者です。

※¹ 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

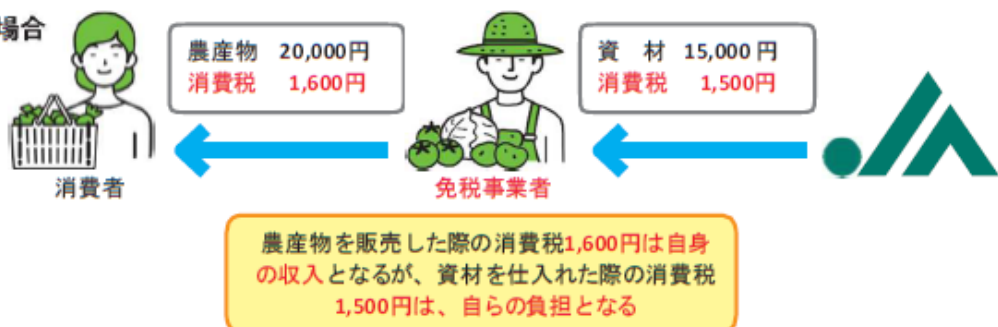
※² 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

■ 農家が課税事業者の場合



■ 農家が免税事業者の場合



2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

■ 販売時・仕入時の対応

事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化※	売り手から発行されたインボイスを基に計算※	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		
免税事業者			

※農協特例の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります。
⇒ 1の事例の場合、1,600円の納税が必要になる！

